

(参考) 各種協議会について

		地域協議会	地域公共交通会議	法定協議会 (活性化法)
設置根拠		道路運送法施行規則第15条の4	道路運送法施行規則第9条の2	地域公共交通活性化再生法第6条
協議の内容・効果		バス路線の休止・廃止 ・路線の休廃止に係る事業計画の事前届出期間の短縮(6月前→30日前)	道路運送法上の手続きの弾力化や簡素化 ・運賃規制の緩和(上限認可→事前届出) ・事業用自動車の乗車定員緩和(11人未満可能) ・最低車両数の緩和 ・路線不定期運行、区域運行の運行開始要件 ・自家用有償旅客運送の登録要件	地域公共交通計画(マスタープラン)の作成及び実施 ・協議結果の尊重義務
66	対象交通モード	自動車交通(主に路線バス)	自動車交通	地域の公共交通全般 (地域の鉄道、路線バス、フェリー等)
	主宰者	都道府県	市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長	市町村又は都道府県 (地域公共交通計画の作成者)
構成員	地方公共団体の長	○(都道府県知事、市町村長)	○(都道府県知事、市町村長)	○(市町村・都道府県)
	運輸局長	○	○	×
	一般旅客自動車運送事業	○(一般旅客自動車運送事業者)	○(乗合バス事業者その他の一般旅客自動車運送事業者、事業者団体の代表)	○(公共交通事業者等)
	住民又は旅客の代表	×	○(住民又は旅客の代表)	○(地域公共交通の利用者)
	その他	○(必要があると認めるとき)	・運転者団体(労働組合等)の代表 ・(必要に応じ)道路管理者、都道府県警察、学識経験者等 ・(自家用有償旅客運送について協議する場合)区域内で現に自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等	・道路管理者、港湾管理者等 ・公安委員会、学識経験者等